令和元年7月1日 産第1号

(趣旨)

第1 この要綱は、経営拡大に挑戦する意欲的な農家を「プロファーマー」として認定 することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) プロファーマー 本市農業の牽引役となる個人、法人又は企業が行う農業経営 体(以下「経営体」という。)で、この要綱に基づき認定を受けたものをいう。
 - (2) 個人経営体 1世帯の家族で農業経営を行っている個人をいう。
 - (3) 法人経営体 農業経営を行っている法人をいう。
 - (4) 企業経営体 新規に農業参入する法人をいう。
 - (5) 経営拠点 経営耕地の総面積の3分の1以上又は1ha以上の経営耕地を有する場所をいう。

(認定の要件)

第3 プロファーマーの認定を受けることができる経営体は、個人経営体にあっては年間2千万円以上、法人経営体にあっては年間5千万円以上、企業経営体にあっては年間1億円以上の売上を目指し、市内に経営拠点のある経営体とする。

(認定の申請)

- 第4 プロファーマーの認定を受けようとする経営体は、経営発展計画認定申請書(第 1 号様式。以下「認定申請書」という。)により、市長に申請するものとする。
- 2 認定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 個人経営体 直近3か年の確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し並びに住民票の写し
 - (2) 法人経営体又は企業経営体 直近3か年の確定申告書及び決算書の写し並びに 定款等事業内容がわかる書類の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(認定の基準)

- 第5 プロファーマーとして認定するための基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 本市の産業としての農業の維持・発展に意欲的であること。

- (2) 就農希望者、新規就農者などの農業の担い手(以下「担い手」という。)の育成に意欲的であること。
- (3) 今後5年間を見据えた農業経営を発展させるための計画(以下「経営発展計画」という。)に実現性があること。
- (4) 経営実績があること。ただし、企業経営体については、この限りではない。 (認定の審査及び決定)
- 第6 市長は、受理した認定申請書を第5の認定基準に基づき審査する。
- 2 前項の審査にあたり、甲府地域農業再生協議会から意見聴取を行う。
- 3 市長は、前2項の規定により審査した結果、適当と認めるときは、プロファーマー としての認定を決定する。

(認定の有効期間及び更新)

- 第7 プロファーマーの認定の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年間とする。 ただし、甲府市プロファーマー経営発展支援事業補助金交付要綱第13に規定する修 正計画の承認を得た場合は、その期間とする。
- 2 認定の更新を受けようとするときは、有効期間が満了する1月前までに、認定申請 書を市長に提出し、第6の認定の審査及び決定を受けなければならない。

(プロファーマーへの支援)

- 第8 市長は、次に掲げる事業等によりプロファーマーへの支援を行うものとする。
 - (1) プロファーマーが経営を発展させるために行う生産技術・生産方式・経営管理等の向上及び合理化を図るための措置又は人材育成等の事業
 - (2) その他経営発展計画を実現するための措置
 - (3) 担い手の模範となるような意欲的な農業経営に取り組むための措置 (その他)
- 第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。